

答 申 第 5 9 号  
平成20年 7 月 3 日

青森県病院事業管理者 殿

青森県情報公開審査会  
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成20年 3 月13日付け青病局第159号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

医薬品の購入に係る納品書等についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

**第 1 審査会の結論**

青森県病院事業管理者（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった一部開示決定処分において不開示とした部分のうち、納入業者の名称、住所及び電話番号に係る部分を開示することが妥当である。

**第 2 諮問事案の概要**

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成19年12月3日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「県立の各病院における、平成18年度のインフルエンザワクチンの購入数量及び購入単価が判明する文書」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「県立中央病院及び県立つくしが丘病院における平成18年度のインフルエンザワクチンの購入に係る納品書及び購入調書」（以下「本件行政文書」という。）を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、本件行政文書のうち、納入業者名及びその住所については条例第7条第4号に、担当者名については同条第3号にそれぞれ該当するとして、当該部分を不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成19年12月18日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成20年1月11日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

**第 3 異議申立人の主張要旨**

## 1 異議申立ての趣旨

本件処分のうち、納入業者名及びその住所を不開示とした部分を取り消し、同部分を開示することを求めるというものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書、異議申立理由補充書及び意見書によると、おおむね、次のとおりである。

### (1) 条例第7条第4号所定のおそれの判断基準について

#### ア 実施機関の行政文書開示義務

(ア) 条例は、行政文書の開示義務という内容で説明責任をさせる一方で、無限定に開示を認めた場合に法人等に生ずる不利益を防止するため、一定の不開示事由を定め、これに該当する場合に限り、法人の開示義務を解除している。

(イ) 条例の目的・条文の定め方などからすると、不開示事由を安易に拡大することは許されず、不開示事由に当たるか否かについては厳格に解釈されなければならない。

#### イ 「おそれ」の解釈について

(ア) 不開示事由を厳格に解釈する以上、条例第7条第4号の不開示情報に当たるといえるためには、法人が主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、情報を開示することにより、当該事業者の権利や、公正な競争関係にある地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要である。

(イ) かつ、このおそれが客観的に認められるというためには、利益を害されることの単なる可能性があるというだけでは足りず、利益を害されることの蓋然性が高いことが要求される。

### (2) 納入業者名について

ア 本件行政文書における取引先は、医薬品販売会社であると推察される。

イ 医薬品販売会社は、病院に薬品類を販売する（納入する）のが本業である。

ウ そして、医薬品販売会社が、青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院に薬品を販売していることが開示されたところで、医薬品販売会社の権利や、公正

な競争関係にある地位、ノウハウ、信用等の利益を害する場合は、想定することは、およそ困難である。

エ また、医薬品販売会社が、病院に医薬品を販売（納入）している事実を秘密にしているような商慣行は全くない。

(ア) 現に、病院や診療所に医薬品を納入する際、会社のロゴマーク・社名などが印刷された自動車（社用車）を利用していることも多い。

(イ) また、個人病院などでは、多数の診療希望者がいる待合室の前で、「こんにちは。〇〇薬品です。」などと声を掛けて、医薬品の受渡しを行っている。

(ウ) さらに、病院の待合室などでは、健康を啓発するポスター（「メタボリックシンドロームに気をつけましょう。」「がんの定期健診を受けましょう。」等）が貼られたりしていることが多いが、その際そのポスターの下部に「〇〇薬品」などと製薬会社や医薬品販売会社の商号が記載されているものがよく見受けられる。

(エ) 加えて、一定の規模を有する病院などでは、医師・看護師・薬剤師・レントゲン技師その他の職員に対して、医薬品販売会社が3色ボールペン・クリアファイル・付せん（ポストイット）などの文房具を無償提供するようなことがあるが、その際、文房具に「〇〇薬品」などの商号が印刷されていることが多々ある。

(オ) このような現実から考えて、医薬品販売業者は、医薬品を病院に販売（納付）している事実を積極的に公開していると考えられる。

オ 以上より、納入業者名は、情報を開示することにより、当該事業者の権利や、公正な競争関係にある地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められる情報には当たらない。

### (3) 住所について

ア 取引先の住所は、取引先が不開示情報に当たらなければ、同時に住所も不開示情報には当たらないことになる。

(ア) まず、医薬品販売会社の本店又は支店であれば、商業登記記録に記録され（会社法（平成17年法律第86号）第911条第3項第3号、同法第912条第3号、同法第913条第3号、同法第914条第3号）、何人も商業登記記録事項証明書の交付を受けることができるのであるから（商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項）、本店又は支店の情報は初めから公開が予定されている情報である。

当然、情報を開示することにより、当該事業者の権利や、公正な競争関係にある地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められる情報

に当たる可能性は全くない。

- (イ) 次に、当該店舗が本店や支店ではなく、営業所であっても、その店舗には「〇〇薬品」などの看板を掲げ、駐車場に会社の商号やロゴマークの入った自動車を駐車させている場合がほとんどである。また、営業所の所在地は、タウンページ（職業別電話帳）にも、掲載されている。

以上より、営業所レベルの店舗でも、医薬品販売会社はその所在場所を秘匿しているような現実には存在しない。

したがって、営業所レベルの店舗の住所を秘匿しなければならず、住所を開示することにより、当該事業者の権利や、公正な競争関係にある地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められる情報に当たる可能性はない。

- イ 以上より、取引先の住所は、住所を開示することにより、当該事業者の権利や、公正な競争関係にある地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められる情報には当たらない。

#### (4) 他の情報公開実施機関の開示状況について

- ア 実施機関は、医薬品の納入業者名及びその住所は、条例第7条第4号所定の不開示情報に当たると主張する。

しかし、その主張は、他の情報公開実施機関での開示状況と甚だしく乖離するものである。

- イ 異議申立人は、既に国・独立行政法人・他の各地の地方公共団体の多数から、おびただしい数の各種薬品類の納品書等を情報公開手続で取得しているが、納入業者の商号（名称）及び住所を不開示としているのは、実施機関のほかには、富士宮市長だけである（富士宮市長は、平成19年12月27日付けで、これを開示すると病院経営に影響を及ぼすおそれがあると主張して不開示を通知した。法人情報との主張はしていない。この主張に対して、異議申立人は、行政不服審査手続を省略し、平成20年1月7日に行政文書一部不開示決定取消訴訟を提起した。現在係争中である（静岡地方裁判所平成20年（行ウ）第1号事件）。）。

- ウ また、旭川医科大学長は、いったんは法人情報であることを理由に、納品書の商号部分を不開示としたが、異議申立人からの異議申立てを受け、不開示決定を取り消している。

#### (5) 他の機関における不開示の取消しについて

ア 国立駿河療養所長の不開示に対する取消しについて

国立駿河療養所長は、薬品類の納入業者について何らの理由を示すことなくこれを不開示とした（不開示とする処分すら行わずに不開示とした。）。

これに対し、異議申立人が不服を申し立てたところ、厚生労働大臣は、これを認め、国立駿河療養所長の決定を取り消した。

その裁決書に取引先企業の名称、営業所名、所在地及び電話番号は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第2号所定の不開示情報に該当しない旨が明記されている。

イ 独立行政法人国立病院機構の不開示の取消しについて

独立行政法人国立病院機構は、薬品類の納入業者の商号・電話番号等は独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第2号に該当する不開示情報に該当すると主張し不開示とした。

これに対して、異議申立人が異議申立てを行ったところ、独立行政法人国立病院機構は、これを認め、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することなく、不開示決定を取り消し、全部開示決定を行った。

(6) 実施機関が立証すべき内容について

ア 現在、国営及び独立行政法人が管理する病院では、例外なく納入業者の名称等は公開されているが、これで納入業者に具体的支障が生じているなどという事態は全く存在しない。

イ 異議申立人は、ほかにもおびただしい数の地方公共団体に対し、情報公開を請求し、薬品類の見積書・納品書・単価契約書などの開示を受けているが、薬品類の納入業者名を開示しないのは、青森県と富士宮市だけである（ただし、富士宮市は、病院経営に支障があると主張しており、法人情報に該当するとの主張はしていない。富士宮市とは、現在訴訟係属中）。

ウ 今後青森県においては、青森県と取引をしていることが明らかになると法人の正当な利益を害するという、国や他の地方公共団体にはない、容易には想像できないような（立証不可能な）特別の事情を主張立証していただきたい。

(7) 理由説明書に対する反論

ア 納入業者名を不開示とした部分について

(ア) 実施機関は、何かを参考にした旨を主張しているが、厚生労働大臣の裁決、独立行政法人国立病院機構の裁決を参考にしないのか、摩訶不思議である。

- (イ) 納入業者名は、国の行政機関・独立行政法人は例外なく開示している情報である。また、全国の情報公開条例の実施機関のうち、不開示としているのは、青森県と富士宮市だけである（なお、富士宮市では現在行政不服審査と行政訴訟が同時進行中であるが、行政訴訟において、裁判所から「任意に開示するよう勧める」旨の意見を述べられている。）
- (ウ) これを青森県だけは不開示とするのであれば、青森県特有の特殊事情を立証する必要がある。

イ 担当者名を不開示とした部分について

異議申立人は、異議申立書記載の異議申立ての趣旨において、担当者名を不開示としたことをあえて外している。

したがって、この部分は、異議申立ての審査の対象とならない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、理由説明書によると、おおむね、次のとおりである。

1 納入業者名及びその住所について

- (1) 納入業者名及びその住所については、購入数量、単価及び納入時期の情報と組み合わせることにより、当該業者が行った販売情報が明らかとなるものであるが、

ア 医薬品は一般に、文具類や図書類等のように、多くの取扱業者が存在し、また、定価又はこれに近い単価で取引されているものと異なり、個別医薬品ごとのメーカーとそれを取り扱う少数の代理店等の販売業者を通して販売されており、販売単価についても、文具類等に比較し、より広い範囲での値引率が採用されている状況にある。

当該業者は、この販売単価決定に当たり、納入数量、納入時期あるいは取引相手との過去の取引実績や将来の取引予測等の様々な要素を考慮して行っているものであり、その結果としての販売情報は、当該業者にとっての販売営業の競争上のノウハウであって、当該情報が公になり、値引率などが他の業者に利用されることで、当該業者が競争において不利な立場になるなど、当該業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれが高いものである。

イ また、同じ医薬品に係る別な納入業者の販売情報と併せて情報が公になり、販売単価の高低が明らかとなることで、当該業者は、当該業者にとっての事情に関

わりなく、取引相手から、次の取引の単価の引下げを求められることや、場合によっては信用を失い取引対象団体から除外されるなど、当該業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれが高いものである。

- (2) 以上のとおり、納入業者名及びその住所の情報と購入数量及び単価等に係る情報を組み合わせた情報は、条例第7条第4号に該当するものであり、納入業者名及びその住所については不開示としたものである。
- (3) また、青森県知事が平成18年12月1日に行った物品購入に関する支出負担行為の文書の開示において、納入業者名及びその住所を開示し、数量及び単価については不開示とした事例も参考としたところである。

## 2 担当者名について

担当者名については、条例第7条第3号の規定により、個人に関する氏名の情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同条同号のただし書にも該当しないことから、これを不開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

### 2 判断の対象としない部分について

異議申立人は、意見書において、「異議申立書で異議を申し立てたが、異議申立ての趣旨に担当者名を不開示としたことについて異議をあえて外している。したがって、この部分は、異議申立ての審査の対象とならない」としており、実施機関が本件処分において不開示とした部分のうち、納入業者の担当者名については本件異議申立ての対象としていないものと認められるので、当該部分については、当審査会の判断の対



象としないものである。

### 3 本件行政文書について

本件行政文書は、青森県立中央病院及び青森県立つくしが丘病院が、平成18年度に購入したインフルエンザHAワクチン（以下「本件ワクチン」という。）に関し、その購入の際に取得、作成した納品書及び物品購入調書であり、本件行政文書には、品名、品質・規格、数量、単価、金額、納入時期のほか、納入業者の名称・住所・電話番号・担当者名等が記載され、このうち、本件異議申立ての対象となったもので、実施機関が本件処分において不開示とした部分は、本件ワクチンを納入した業者（以下「本件納入業者」という。）の名称、住所及び電話番号（以下「本件情報」という。）であると認められる。

### 4 本件ワクチン購入に係る契約方法について

- (1) 当審査会が、本件ワクチンの購入に関し、その契約方法について実施機関に説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、「随意契約の方法により、過去に実績がある2社から見積書を徴取する」、「提示価格の低い社を契約の相手方に決定する」とし、関係規定として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号並びに青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第147条及び第148条を挙げているところである。
- (2) この「随意契約」とは、競争入札の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法をいうものであるが、本件ワクチンの購入は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定による、いわゆる少額随意契約として行われているものであり、その趣旨は、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額以内のものについては、随意契約によることができることとしたものである。この少額随意契約についても、最も適正な価格で契約を締結するという点に関しては競争入札の場合と同じであり、競争性の確保が要請されるものである。

### 5 条例第7条第4号該当性について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、当該情報の条例第7条第4号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第4号の趣旨について

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と規定している。

イ このうち、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 本件情報について

ア 本件情報について、実施機関は、その理由説明書において、「購入数量、単価及び納入時期の情報と組み合わせることにより、本件納入業者が行った販売情報が明らかとなる」とした上で、次のとおり述べているところである。

(ア) 医薬品は一般に、文具類や図書類等と比較し、販売業者が少なく、販売単価も広い範囲での値引率が採用されている。

(イ) 本件納入業者は、販売単価決定に当たっては、納入数量、納入時期、取引相手との取引実績・取引予測等様々な要素を考慮している。

(ウ) その結果としての販売情報は、本件納入業者の販売営業の競争上のノウハウであつて、これが公になり、値引率などが他の業者に利用されれば、本件納入業者が競争において不利な立場になるなど、その競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれが高い。

(エ) 同じ医薬品に係る別な納入業者の販売情報と併せて情報が公になり、販売単価の高低が明らかになれば、本件納入業者は、その事情に関わりなく、取引相手から、次の取引の単価の引下げを求められることや、場合によっては信用を失い取引対象団体から除外されるなど、その競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれが高い。

イ そこで、当審査会が、医薬品一般及び本件ワクチンに関し、その販売業者数、値引率の状況等について、実施機関に具体的な説明を求めたところ、実施機関はその提出した書面において、次のとおり述べているところである。

(ア) 県内には、病院等に薬品を納入している企業が7社あり、7社とも全製品の販売代理店となっている。

(イ) 医薬品、とりわけ高度急性期の患者がいる病院で使用する、個々の疾病に係る最新の医薬品などは、特定のメーカーが開発・製造し、販売代理店を通して販売しているものが多い。このような限られたメーカー・販売代理店と病院の間における取引では、文具類等とは異なり、おのずと定価に対する取引価格決定において、裁量を働かせる余地があると受け止めている。

(ウ) インフルエンザワクチンには薬価（定価）はなく、時価（オープン価格）で販売されているため、値引率は算定できない。

### (3) 本件情報の開示により明らかとなる事項について

まず、実施機関は、本件情報を公にすることにより、「本件納入業者が行った販売情報が明らかとなる」と主張する。

しかし、本件情報を公にした場合に明らかとなるのは、本件納入業者が納入した、本件ワクチンの単価、数量、納入時期だけであり、その仕入れ値や経費等を含むいわゆる原価や、単価設定の仕組み等が明らかになるものではない。

このような単なる販売単価等の情報をもって、営業上のノウハウあるいは営業秘密であると認めることはできない。

### (4) 適切な予算執行の確保・行政の透明性の要請について

ア そもそも、地方公共団体と契約を締結する法人等においては、適切な予算執行の確保、行政の透明性等の要請から、民間と契約する場合とは異なる制約を甘受せざるを得ないものである。

イ 当審査会が調査したところによれば、県では、公共工事の入札・契約に係る情報について、その透明性の確保、公正な競争の促進の観点から、落札者・落札金額等（随意契約にあっては契約の相手方、契約金額）を公表し、また、1件の予定価格が50万円を超える物品調達契約についても、落札者・落札金額・契約の主な内容等を公表しているところである。さらに、通常随意契約の方法で締結される食糧費の契約については、食糧費等支出関係公文書の開示方針（平成9年2月12日庁議決定）において、条例に基づく開示請求に対し、債権者の住所・名称のほか、支出内訳として品名・数量・単価・金額等を開示することとしているものである。

ウ 以上からすれば、県が締結するその他の契約についても、契約方法にかかわらず、価格部分を含む契約内容は、原則としてこれを公開すべきことが要請されているものと解される。本件納入業者においても、その契約内容が条例に基づき原則として公開されるものであることを承知し、又はこれを予期して契約を締結すべきものである。

エ 地方公共団体の締結する契約について、業者間での公正な競争は、地方自治法が本来予定しているところであり、本件情報が公になることにより、他の業者との間で競争が激化し、本件納入業者が本件ワクチンを県に販売できない場合が生じたとしても、そのことをもって直ちに、本件納入業者の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるものと認めることはできない。

(5) 取引相手による引下げ要求について

次に、実施機関は、本件情報が公になり、販売単価の高低が明らかになれば、本件納入業者は、取引相手から次の取引の単価の引下げを求められ、場合によっては信用を失い取引対象団体から除外されるなどと主張する。

しかしながら、仮に、本件納入業者の県に対する販売単価が、県以外の他の取引相手と比較して低いものであったとしても、それは、県が地方公共団体という、支払の確実性・予算の制約等の面において一般の取引相手とは異なる地位にあるなど、特別な条件によるものである。このことは、当該取引相手においても容易に理解できるものと思われ、当該取引相手から、県に対する販売単価を参考に具体的な引下げの要求がなされ、本件納入業者においてその対応に苦慮するなどといった事態は、直ちには想定し難い。加えて、本件納入業者が取引対象団体から除外されるような事態が生ずるとすることについても、これを認めるに足る具体的な事情は、実施機関の説明からは見出すことはできないものである。

(6) 納入業者の意見について

さらに、実施機関からの諮問書に添付された資料によれば、実施機関は、本件異議申立ての提起を受け、本件処分の再検討を行うに当たり、本件納入業者に対し、本件情報の開示の是非について任意に意見聴取したが、本件納入業者からは、その開示に積極的に反対する旨の意見はなかったことが認められる。実施機関の本件処分の再検討において、本件納入業者の当該意見は、その判断を拘束するものではないが、このこと自体、本件情報を公にしたとしても、本件納入業者にはさしたる支障が生ずるものではないことを示している。

(7) なお、実施機関は、販売業者数や広範な値引率の採用状況といった、文具類・図

書類と比較した場合の医薬品の購入契約における事情を主張しているが、この点についても、以上の判断を覆すに足る特別な事情とまでは言えない。

- (8) 以上、本件情報を公にすることにより、本件納入業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めることはできない。

よって、本件情報は、条例第7条第4号の情報には該当しない。

## 6 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第4号に該当せず、当該情報を開示することが妥当であるので、第1のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 3 月 14 日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成20年 3 月 21 日 (第141回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 4 月 3 日	・ 異議申立人からの異議申立理由補充書を受理した。
平成20年 4 月 11 日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成20年 4 月 25 日 (第142回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 5 月 20 日	・ 異議申立人からの意見書を受理した。
平成20年 5 月 23 日 (第143回審査会)	・ 審査を行った。
平成20年 6 月 16 日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成20年 6 月 27 日 (第144回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	子育て支援ボランティア COCOAあおもり代表	
大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部准教授	
紺屋 博昭	国立大学法人弘前大学人文学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者

(平成20年7月3日現在)